

(注) クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト(ケイマン)Ⅲは、2024年3月1日付で、UBSユニバーサル・トラスト(ケイマン)Ⅲに名称を変更しました。

## 運用実績

2024年10月31日 現在

## 1口当たりの純資産価格および純資産総額の推移(米ドル建て)

1口当たりの純資産価格 102.31 米ドル

純資産総額 101.27 百万米ドル

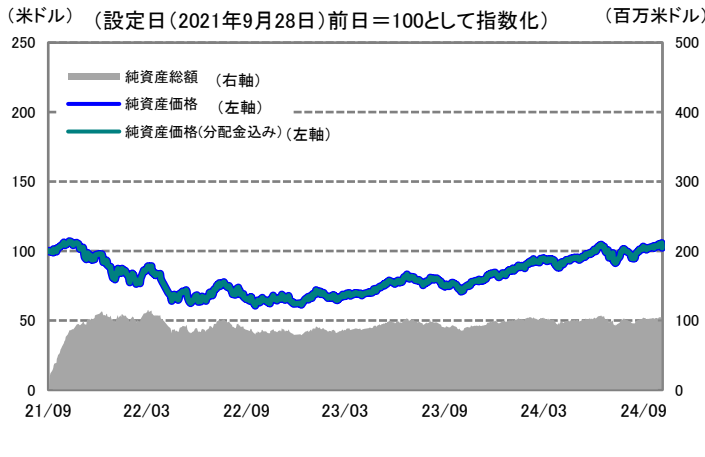
## 騰落率

| 期間  | ファンド  |
|-----|-------|
| 1ヶ月 | -0.0% |
| 3ヶ月 | 5.0%  |
| 6ヶ月 | 11.1% |
| 1年  | 43.3% |
| 3年  | -2.5% |
| 設定来 | 2.3%  |

・上記の騰落率は、各計算期間における1口当たりの純資産価格(分配金込み)の騰落率です。  
・1口当たりの純資産価格(分配金込み)は、当初設定時より課税前分配金を加算した純資産価格です。また、換金時の費用・税金等は考慮していません。

## 分配金実績(1口当たり、課税前)

なし  
※当ファンドでは、原則として分配は行わない予定です。



・当資料における設定来の純資産価格(分配金込み)の推移、騰落率(分配金込み)では、分配金に対する税金は考慮されていません。

## 資産内容

2024年10月31日 現在

## 業種別配分(純資産比)

| 業種             | ファンド   | 参考指数   |
|----------------|--------|--------|
| 情報技術           | 33.1%  | 48.7%  |
| 一般消費財・サービス     | 18.9%  | 13.1%  |
| コミュニケーション・サービス | 17.0%  | 14.2%  |
| ヘルスケア          | 14.1%  | 7.6%   |
| 金融             | 6.4%   | 6.0%   |
| その他の業種         | 8.1%   | 10.5%  |
| 現金その他          | 2.4%   | 0.0%   |
| 合計             | 100.0% | 100.0% |

・業種はGICSセクターによるものです。  
・ファンドの純資産比は、投資対象ファンドの純資産比と当ファンドが保有する投資対象ファンドの組入比率から算出しております。

## 特性値

|           | ファンド  | 参考指数  |
|-----------|-------|-------|
| 配当利回り(年率) | 0.2%  | 0.4%  |
| PER       | 40.5倍 | 37.1倍 |
| PBR       | 8.0倍  | 11.5倍 |

・配当利回り、PER、PBRは実績ベースで、株式の組入比率で加重平均した株式部分のみをポートフォリオとした場合の数値です。また配当利回りは、課税前の配当利回りを使用しております。

## 成長段階別配分(純資産比)

| 成長段階  | ファンド   | 参考指数   |
|-------|--------|--------|
| 成長初期  | 25.6%  | 17.6%  |
| 成長加速期 | 31.9%  | 16.4%  |
| 成長安定期 | 35.8%  | 61.7%  |
| 成長後退期 | 4.3%   | 4.4%   |
| 分類なし  | 0.0%   | 0.0%   |
| 現金その他 | 2.4%   | 0.0%   |
| 合計    | 100.0% | 100.0% |

・成長段階はBarraモデルのデータを用いてアメリカン・センチュリー・インベストメント・マネジメント・インク(以下、「ACI」といいます。)が区分したものです。  
・ファンドの純資産比は、投資対象ファンドの純資産比と当ファンドが保有する投資対象ファンドの組入比率から算出しております。

・参考指数はMSCI USA Growth Index(配当込み、米ドルベース)です。

## (出所)ACIの提供情報を基に野村アセットマネジメント作成

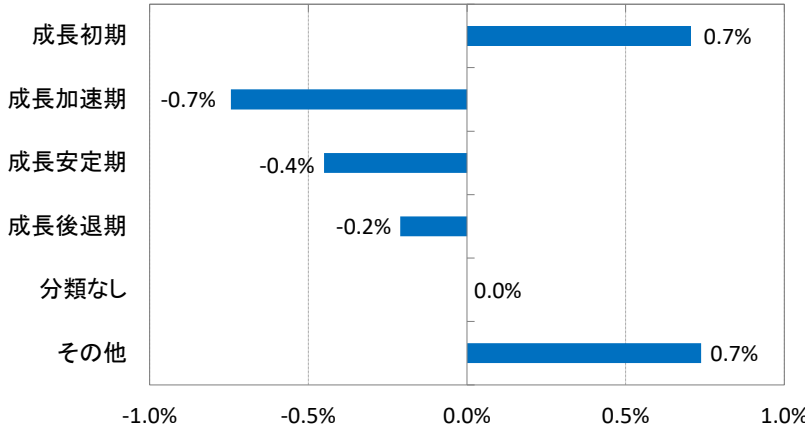
ファンドは、値動きのある証券等に投資します(外貨建資産に投資する場合には、この他に為替変動リスクもあります。)ので、純資産価格は変動します。したがって、元金が保証されているものではありません。ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。また、本書中の運用実績に関するグラフ、図表、数値その他いかなる内容も過去のものであり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。当資料は、ファンドの運用状況に関する情報提供を目的として野村アセットマネジメントが作成した資料です。投資信託のリスクやお申込メモの詳細についてのご確認や、投資信託をお申込いただくにあたっては、販売会社よりお渡す最新の投資信託説明書(交付目録見書)の内容を必ずご確認のうえご自身でご判断ください。

◆管理会社 UBSマネジメント(ケイマン)リミテッド  
◆投資運用会社 **NOMURA** 野村アセットマネジメント  
商号 野村アセットマネジメント株式会社  
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第373号  
一般社団法人投資信託協会会員/一般社団法人日本投資顧問業協会会員  
一般社団法人第二種金融商品取引業協会会員



投資対象ファンドにおける月間パフォーマンスの成長段階別寄与度

2024年10月31日 現在



・成長段階はBarraモデルのデータを用いてACIが区分したものです。  
 ・成長段階別の寄与度の計算に用いる保有株式の評価時点と、純資産価格の計算に用いる保有株式の評価時点は異なります。  
 ・その他は、保有株式の評価時点の差異に起因した株式評価時価差異、信託報酬などです。

組入上位10銘柄

2024年10月31日 現在

| 銘柄                | 業種             | 成長段階  | 純資産比  |
|-------------------|----------------|-------|-------|
| アマゾン・ドット・コム       | 一般消費財・サービス     | 成長加速期 | 9.6%  |
| アルファベット           | コミュニケーション・サービス | 成長安定期 | 9.5%  |
| エヌビディア            | 情報技術           | 成長初期  | 9.3%  |
| マイクロソフト           | 情報技術           | 成長安定期 | 5.3%  |
| テスラ               | 一般消費財・サービス     | 成長加速期 | 5.3%  |
| アドバンスド・マイクロ・デバイセズ | 情報技術           | 成長初期  | 4.6%  |
| ネットフリックス          | コミュニケーション・サービス | 成長安定期 | 3.8%  |
| セールスフォース          | 情報技術           | 成長加速期 | 3.6%  |
| メタ・プラットフォームズ      | コミュニケーション・サービス | 成長安定期 | 3.5%  |
| インテュイティブサージカル     | ヘルスケア          | 成長安定期 | 3.4%  |
| 合計                |                |       | 57.9% |

組入銘柄数 : 40 銘柄

・業種はGICSセクターによるものです。

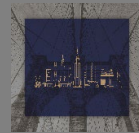
・成長段階はBarraモデルのデータを用いてACIが区分したものです。

・ファンドの純資産比は、投資対象ファンドの純資産比と当ファンドが保有する投資対象ファンドの組入比率から算出しております。

(出所)ACIの提供情報を基に野村アセットマネジメント作成

ファンドは、値動きのある証券等に投資します(外貨建資産に投資する場合には、この他に為替変動リスクもあります。)ので、純資産価格は変動します。したがって、元金が保証されているものではありません。ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆様へ帰属します。また、本書中の運用実績に関するグラフ、図表、数値その他いかなる内容も過去のものであり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。当資料は、ファンドの運用状況に関する情報提供を目的として野村アセットマネジメントが作成した資料です。投資信託のリスクやお申込メモの詳細についてのご確認や、投資信託をお申込いただくにあたっては、販売会社よりお渡りする最新の投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認のうえご自身でご判断ください。

◆管理会社 UBSマネジメント(ケイマン)リミテッド  
 ◆投資運用会社 **NOMURA** 野村アセットマネジメント  
 商号 野村アセットマネジメント株式会社  
 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第373号  
 一般社団法人投資信託協会会員/一般社団法人日本投資顧問業協会会員  
 一般社団法人第二種金融商品取引業協会会員



## 先月の投資環境

○米国株式市場は、上旬から中旬にかけて9月の非農業部門雇用者数が市場予想を上回り景気の底堅さが意識されたことや、米銀行の7-9月期における純金利収益が市場予想以上に増加したなどが好感され上昇しました。下旬は、米ファーストフード企業で集団食中毒が発生したことが嫌気されたことなどから、下落となりました。なお、月間では下落しました。

○業種・セクターでは、ヘルスケア、不動産、素材などの下落率が相対的に大きくなりました。

## 先月の運用経過

(運用実績、分配金は、課税前の数値で表示しております。)

○当ファンドは、投資対象ファンドであるアメリカン・センチュリー US フォーカスト・イノベーション・エクイティ・ファンドの組入比率を、月を通じて高位に維持しました。

○当ファンドの株式への実質的な投資にあたっては、米国の金融商品取引所に上場している企業のうち、グローバルなブランド力、販売体制、資本調達力、経営力、財務の健全性とキャッシュフロー(現金収支)創出力等の要素を考慮し、グローバルで高い成長力と競争力を有する企業に着目し、ポートフォリオを構築しました。

○業種別のリターン寄与では、ヘルスケア、一般消費財・サービスなどの値下がり感がマイナス要因となりました。

○保有上位銘柄のうち、アドバンスト・マイクロ・デバイセズや、マイクロソフトなどの株価の下落がマイナス要因となりました。

○主な売買では、自動化システム等製造会社を全売却した一方、半導体メーカーを新規で買い付けました。

## 今後の運用方針 (2024年10月31日 現在)

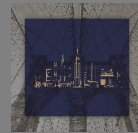
(以下の内容は当資料作成日時点のものであり、予告なく変更する場合があります。)

○当ファンドは相対的に成長の初期段階にある企業群の中から、確信度の高い大型、中型銘柄を抽出し、長期集中投資を行なう点に特色があります。米国株式市場について、企業業績は底堅さが確認されていますが、金融政策やインフレの動向、景気減速懸念などから、株式市場は不安定に推移する可能性がございます。しかしながらこのような投資環境下であっても、当該戦略により、ファンド投資家の皆様に対してユニークな企業群への投資機会を提供し、また銘柄選択を通じ中長期的に良好なリターンを提供する事ができると考えています。

○ファンドは、引き続き個別銘柄のファンダメンタルズ(基礎的条件)分析に注力し、持続的な成長が期待できるハイクオリティ企業(高い収益性、高い成長性、競合優位性などの特性を有する企業)に投資してまいります。引き続き慎重に企業選別を行ないながら、グローバルに事業を展開し、健全なバランスシートや高い競争力を有する企業に投資をしていく方針です。

## (出所)ACIの提供情報を基に野村アセットマネジメント作成

ファンドは、値動きのある証券等に投資します(外貨建資産に投資する場合には、この他に為替変動リスクもあります。)ので、純資産価格は変動します。したがって、元金が保証されているものではありません。ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆様へ帰属します。また、本書中の運用実績に関するグラフ、図表、数値その他いかなる内容も過去のものであり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。当資料は、ファンドの運用状況に関する情報提供を目的として野村アセットマネジメントが作成した資料です。投資信託のリスクやお申込メモの詳細についてのご確認や、投資信託をお申込いただくにあたっては、販売会社よりお渡しする最新の投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認のうえご自身でご判断ください。



## ファンドの特色

- 1.実質的に主として米国の金融商品取引所に上場している、長期的な成長が期待できる企業の株式を主要投資対象とし、信託財産の成長を図ることを目指します。
- 2.主に米国株式を実質的な投資対象とし、将来的な成長が期待できる企業の中でも、より成長の初期段階にある企業に厳選投資します。
- 3.投資対象ファンドの実質的な運用は、米国企業の分析に強みを持つアメリカン・センチュリー・インベストメント・マネジメン・インク(以下、「ACI」といいます。)が行います。
  - ・ACIはパフォーマンス重視の資産運用に特化した米国の独立系運用会社です。
  - ・短期的な業績に捉われることなく、長期的な企業収益の見通しに立った株式投資を行います。
- 4.ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。  
投資対象ファンドは、アメリカン・センチュリー US フォーカスト・イノベーション・エクイティ・ファンド(IUS\$クラス)です。  
※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

## 投資リスク (くわしくは投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。)

## 1口当たり純資産価格の変動要因

- 投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、ファンドの受益証券1口当たり純資産価格の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。これらの運用および為替相場の変動による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。投資信託は預貯金とは異なります。
- 米ドルクラスは米ドル建てのため、当該通貨建てでは投資元本を割り込んでいない場合でも、為替変動により、円換算ベースでは投資元本を割り込むことによる損失を被ることがあります。
- ファンドは、その財産のおおむね全てを投資対象ファンドに投資します。このため、ファンドへの投資には、投資対象ファンドにおけるリスクも伴います。

ファンドの主なリスク要因は次のとおりです。

## 主な変動要因

## ■価格変動リスク(株式市場リスク)

一般に株価は、個々の企業の活動や一般的な市場・経済の状況、国内および国際的な政治・経済情勢等に応じて変動します。従って、ファンドに組み入れられる株式の価格は短期的または長期的に下落していく可能性があり、これらの価格変動または流動性に予想外の変動があった場合、重大な損失が生じる場合があります。

## ■価格変動リスク(信用リスク)

債務不履行の発生等は、1口当たり純資産価格の下落要因です。ファンドが実質的に投資している有価証券や金融商品に債務不履行が発生または懸念される場合に、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの1口当たり純資産価格が下落する要因となります。

## ■為替変動リスク

ファンドは、投資対象ファンドが米ドル建てのため、米ドル貨から投資する場合には、投資対象ファンドに対する為替変動のリスクはありません。ただし、円貨にて米ドル建て資産を評価する場合には、為替変動の影響を直接受けます。したがって、円高局面では、円貨で評価した資産価値が大きく減少する可能性があり、この場合、円貨で評価したファンドの1口当たり純資産価格が下落するおそれがあります。また、投資対象ファンドが米ドル以外の通貨建て資産への投資を行う場合、当該通貨で評価した資産価値が米ドルに対して下落するおそれがあります。



投資リスク (くわしくは投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。)

■カントリーリスク

投資対象となる国と地域によっては、政治・経済情勢が不安定になったり、証券取引・外国為替取引等に関する規制が変更されたりする場合があります。さらに、外国政府が資産の没収、国有化、差押えなどを行う可能性もあります。これらの場合、ファンドの1口当たり純資産価格が下落するおそれがあります。

■流動性リスク

実質的な投資対象となる有価証券等の需給、市場に対する相場見通し、経済・金融情勢等の変化や、当該有価証券等が売買される市場の規模や厚み、市場参加者の差異等は、当該有価証券等の流動性に大きく影響します。当該有価証券等の流動性が低下した場合、売買が実行できなくなったり、不利な条件での売買を強いられることとなったり、デリバティブ等の決済の場合に反対売買が困難になったりする可能性があります。その結果、ファンドの1口当たり純資産価格が下落するおそれがあります。

■時価総額リスク

時価総額で見た中小企業の有価証券またはその有価証券に関連する金融商品は、大企業の有価証券に比べて市場が限られている可能性があります。したがって、時価総額が大きく、幅広い取引市場を有する企業の有価証券に比べて、有利な時期に、または大幅な価格下落なしに売却することが困難になる可能性があります。また、中小企業の有価証券は、好ましくない経済報道などの市場の不利な要因に対して一般的により脆弱であるため、価格変動が大きくなるおそれがあります。

その他の留意点

- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- ファンドの受益証券1口当たり純資産価格は、基準通貨建てにより表示されるため、円貨から投資した場合、円貨換算した1口当たり純資産価格は、円貨と当該基準通貨の間の外国為替レートの変動の影響を受けます。

お申込みメモ (くわしくは投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。)

|           |   |
|-----------|---|
| 購入単位      | 1口以上1口単位<br>※ただし、日本における販売会社によりこれと異なる取扱いをする場合があります。詳細は日本における販売会社にお問い合わせ下さい。  |
| 購入価額      | 各取引日※に適用される受益証券1口当たり純資産価格(当初1口=100.00米ドル)<br>※「取引日」とは各ファンド営業日および/またはファンドについて管理会社が随時決定するその他の日をいいます。  |
| 購入代金      | 国内約定日※から起算して日本における6営業日目までに申込金額を支払うものとします。<br>※「国内約定日」とは、購入または換金(買戻し)の注文の成立を日本における販売会社が確認した日(通常、お申込日の日本における翌営業日)をいいます。   |
| 換金(買戻し)単位 | 1口以上1口単位  |
| 換金(買戻し)価額 | 各買戻日※に適用される受益証券1口当たり純資産価格<br>※「買戻日」とは、ファンド障害事由が発生していない各取引日および/またはファンドについて管理会社が随時決定するその他の日をいいます。<br>「ファンド障害事由」とは、管理会社の単独の裁量により、ファンドについて価格を算定するための流動性または実効性に悪影響を与えると判断される事由をいいます。 |
| 換金(買戻し)代金 | 原則として、国内約定日から起算して日本における6営業日目以降に、日本における販売会社を通じて支払われます。   |
| ファンド営業日   | 東京、ニューヨーク、ロンドン、ダブリンおよびルクセンブルクの銀行の営業日(毎年12月24日を除きます。)またはファンドについて管理会社が随時決定するその他の場所におけるその他の日をいいます。   |
| 設定日       | 2021年9月28日  |
| 信託期間      | 2163年12月1日まで  |
| 計算期間末     | 毎年3月31日   |
| 収益分配      | 原則として分配は行わない予定です。ただし、管理会社の決定により分配を行うことがあります。  |
| 課税関係      | ファンドは、税法上、公募外国株式投資信託として取り扱われます。<br>ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もあります。  |

当ファンドに係る費用 (くわしくは投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。)

直接ご負担いただく費用

|            |   |                 |
|------------|---|-----------------|
| 購入時手数料     | 購入口数  | 手数料率            |
|            | 1万口未満   | 3.300%(税抜3.00%) |
|            | 1万口以上5万口未満  | 1.650%(税抜1.50%) |
|            | 5万口以上10万口未満   | 0.825%(税抜0.75%) |
|            | 10万口以上  | 0.550%(税抜0.50%) |
|            | ※購入時手数料には消費税相当額がかかります。<br>※購入時手数料は、購入価額×購入口数に手数料率(税込)を乗じて得た額とします。 |                 |
| 換金(買戻し)手数料 | ありません。  |                 |

◆管理会社 UBSマネジメント(ケイマン)リミテッド  
◆投資運用会社 **NOMURA** 野村アセットマネジメント  
商号 野村アセットマネジメント株式会社  
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第373号  
一般社団法人投資信託協会会員/一般社団法人日本投資顧問業協会会員  
一般社団法人第二種金融商品取引業協会会員



当ファンドに係る費用 (くわしくは投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。)

ファンドを通じて間接的にご負担いただく費用

| 実質的な費用     | <p>ファンドの資産から支払われる実質的な費用は、最大年率1.825%程度※となり、見直しされる場合があります。</p> <p>(注)管理事務代行報酬に最低報酬金額が設定されているため、純資産総額によっては上回る場合があります。</p>   |                           |     |                         |          |        |                       |        |      |            |        |      |             |          |        |         |         |       |         |        |      |          |          |          |                           |      |            |         |
|------------|--|---------------------------|-----|-------------------------|----------|--------|-----------------------|--------|------|------------|--------|------|-------------|----------|--------|---------|---------|-------|---------|--------|------|----------|----------|----------|---------------------------|------|------------|---------|
| 管理報酬等      | <p>ファンドの資産から支払われる管理報酬等の総報酬は、次の通りです。</p> <p>純資産総額の最大年率0.975%程度</p> <p>(注)管理事務代行報酬に最低報酬金額が設定されているため、純資産総額によっては上回る場合があります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>手数料</th> <th>支払先</th> <th>報酬料<br/>(年率は純資産総額に対する割合)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>報酬代行会社報酬</td> <td>報酬代行会社</td> <td>年率0.12%※<sup>1</sup></td> </tr> <tr> <td>    管理会社報酬</td> <td>管理会社</td> <td>年間5,000米ドル</td> </tr> <tr> <td>    受託会社報酬</td> <td>受託会社</td> <td>年間10,000米ドル</td> </tr> <tr> <td>投資運用会社報酬</td> <td>投資運用会社</td> <td>年率0.05%</td> </tr> <tr> <td>代行協会員報酬</td> <td>代行協会員</td> <td>年率0.01%</td> </tr> <tr> <td>保管会社報酬</td> <td>保管会社</td> <td>年率0.025%</td> </tr> <tr> <td>管理事務代行報酬</td> <td>管理事務代行会社</td> <td>年率0.07%(上限)※<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>販売報酬</td> <td>日本における販売会社</td> <td>年率0.70%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※<sup>1</sup> 管理会社報酬は年間5,000米ドル、受託会社報酬は年間10,000米ドルであり、年率0.12%の報酬代行会社報酬から支弁されます。</p> <p>※<sup>2</sup> 管理事務代行報酬は、ファンドの純資産価格の①5億米ドル以下に対して年率0.07%、②5億米ドル超10億米ドル以下に対して年率0.06%、③10億米ドル超に対して年率0.05%となります。また、管理事務代行報酬は最低年間45,000米ドルです。</p> | 手数料                       | 支払先 | 報酬料<br>(年率は純資産総額に対する割合) | 報酬代行会社報酬 | 報酬代行会社 | 年率0.12%※ <sup>1</sup> | 管理会社報酬 | 管理会社 | 年間5,000米ドル | 受託会社報酬 | 受託会社 | 年間10,000米ドル | 投資運用会社報酬 | 投資運用会社 | 年率0.05% | 代行協会員報酬 | 代行協会員 | 年率0.01% | 保管会社報酬 | 保管会社 | 年率0.025% | 管理事務代行報酬 | 管理事務代行会社 | 年率0.07%(上限)※ <sup>2</sup> | 販売報酬 | 日本における販売会社 | 年率0.70% |
| 手数料        | 支払先  | 報酬料<br>(年率は純資産総額に対する割合)   |     |                         |          |        |                       |        |      |            |        |      |             |          |        |         |         |       |         |        |      |          |          |          |                           |      |            |         |
| 報酬代行会社報酬   | 報酬代行会社   | 年率0.12%※ <sup>1</sup>     |     |                         |          |        |                       |        |      |            |        |      |             |          |        |         |         |       |         |        |      |          |          |          |                           |      |            |         |
| 管理会社報酬     | 管理会社   | 年間5,000米ドル                |     |                         |          |        |                       |        |      |            |        |      |             |          |        |         |         |       |         |        |      |          |          |          |                           |      |            |         |
| 受託会社報酬     | 受託会社   | 年間10,000米ドル               |     |                         |          |        |                       |        |      |            |        |      |             |          |        |         |         |       |         |        |      |          |          |          |                           |      |            |         |
| 投資運用会社報酬   | 投資運用会社   | 年率0.05%                   |     |                         |          |        |                       |        |      |            |        |      |             |          |        |         |         |       |         |        |      |          |          |          |                           |      |            |         |
| 代行協会員報酬    | 代行協会員  | 年率0.01%                   |     |                         |          |        |                       |        |      |            |        |      |             |          |        |         |         |       |         |        |      |          |          |          |                           |      |            |         |
| 保管会社報酬     | 保管会社   | 年率0.025%                  |     |                         |          |        |                       |        |      |            |        |      |             |          |        |         |         |       |         |        |      |          |          |          |                           |      |            |         |
| 管理事務代行報酬   | 管理事務代行会社   | 年率0.07%(上限)※ <sup>2</sup> |     |                         |          |        |                       |        |      |            |        |      |             |          |        |         |         |       |         |        |      |          |          |          |                           |      |            |         |
| 販売報酬       | 日本における販売会社   | 年率0.70%                   |     |                         |          |        |                       |        |      |            |        |      |             |          |        |         |         |       |         |        |      |          |          |          |                           |      |            |         |
| 投資対象ファンド   | <p>投資対象ファンドに対して、最大年率0.85%程度(有価証券届出書提出日現在)※の管理報酬等</p> <p>※投資者がファンドを介さず投資対象ファンドに直接投資する場合等、最大年率1.1675%の管理報酬等がかかる場合があります。</p>  |                           |     |                         |          |        |                       |        |      |            |        |      |             |          |        |         |         |       |         |        |      |          |          |          |                           |      |            |         |
| その他の費用・手数料 | <p>上記の報酬のほか、設立費用、監査報酬、目論見書の印刷費用、信託財産の処理に関する費用、設定後の法務関連費用、信託財産にかかる租税等がファンドの信託財産から支弁されます。「その他の費用」につきましては、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。</p>  |                           |     |                         |          |        |                       |        |      |            |        |      |             |          |        |         |         |       |         |        |      |          |          |          |                           |      |            |         |

※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

ファンドの関係法人

| ファンド運営上の役割    | 会社名   |
|---------------|---|
| 管理会社          | UBSマネジメント(ケイマン)リミテッド(注)<br>(注)クレディ・スイス・マネジメント(ケイマン)リミテッドは、2024年3月1日付で、UBSマネジメント(ケイマン)リミテッドに名称を変更しました。 |
| 受託会社          | エリアン・トラスティ(ケイマン)リミテッド   |
| 報酬代行会社        | ユービーエス・エイ・ジー ロンドン支店(注)<br>(注)報酬代行会社は、2024年9月27日付で、ユービーエス・エイ・ジー ロンドン支店に変更しました。                         |
| 管理事務代行会社/保管会社 | ノムラ・バンク(ルクセンブルク)S.A.  |
| 投資運用会社        | 野村アセットマネジメント株式会社  |
| 代行協会員         | UBS証券株式会社(注)<br>(注)代行協会員は、2024年9月27日付で、UBS証券株式会社に変更しました。  |
| 日本における販売会社    | 株式会社三井住友銀行 SMBC日興証券株式会社   |

・ファンド及び管理会社の名称変更に伴い、2024年3月1日付で修正信託証書を締結しました。基本信託証書の修正に関する詳細な情報を含む受益者通知が必要な場合は、日本における販売会社にご請求いただければ当該日本における販売会社を通じて交付されます。

投資信託に関する留意点

当資料について

- 当資料は、ファンドのご紹介を目的として野村アセットマネジメントが作成した販売用資料です。
- 当資料は、信頼できると考えられる情報に基づいて作成しておりますが、情報の正確性、完全性を保証するものではありません。
- 当資料中の記載内容、数値、図表等については、当資料作成時のものであり、事前の連絡なしに変更されることがあります。
- 当資料中のいかなる内容も将来の投資収益を示唆あるいは保証するものではありません。

お申込みに際してのご留意事項

- ファンドは、元金が保証されているものではありません。
- ファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。
- 純資産価格が外貨建てで表示されます。ファンド(外貨建て)では元金を割り込んでいない場合でも、為替変動により円換算した場合は投資元金を割り込むことで損失が生じることがあります。
- 資金動向、市況動向等によっては、投資プロセスに従った運用を一時的に行なうことができない場合があります。
- お申込みにあたっては、販売会社よりお渡す交付目論見書の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。

◆管理会社 UBSマネジメント(ケイマン)リミテッド  
◆投資運用会社 **NOMURA** 野村アセットマネジメント  
商号 野村アセットマネジメント株式会社  
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第373号  
一般社団法人投資信託協会会員/一般社団法人日本投資顧問業協会会員  
一般社団法人第二種金融商品取引業協会会員

# USダイナミック・グロース(米ドルクラス)

## お申込みは

| 金融商品取引業者等の名称 |          | 登録番号             | 加入協会    |                 |                 |                    |
|--------------|----------|------------------|---------|-----------------|-----------------|--------------------|
|              |          |                  | 日本証券業協会 | 一般社団法人日本投資顧問業協会 | 一般社団法人金融先物取引業協会 | 一般社団法人第二種金融商品取引業協会 |
| 株式会社三井住友銀行   | 登録金融機関   | 関東財務局長(登金)第54号   | ○       |                 | ○               | ○                  |
| SMBC日興証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第2251号 | ○       | ○               | ○               | ○                  |

※上記販売会社情報は、作成時点の情報に基づいて作成しております。  
※販売会社によっては取扱いを中止している場合がございます。